

第5回 徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画市民会議
議事録

【日時】 平成30年11月13日（火） 10時00分～12時00分

【場所】 徳島市役所 5階 501会議室

【出席者】 委 員：

No.	氏名	役職等	備考
1	木戸口 善行	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	
2	黒川 義	徳島市市民環境部長	
3	上月 康則	徳島大学環境防災研究 センター教授	
5	島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
6	森 光子	徳島市環境衛生組合連合会会長	
9	津嘉山 郁子	公募委員	
10	名川 拓男	公募委員	
11	林 政憲	公募委員	

事務局：

（徳島市）大澤市民環境部副部長

市民環境政策課：鶴澤課長

環境施設整備室：谷口室長、井坂室長補佐、服部係長、大中係長、太田主査、
辻主査

（オブザーバー：）パシフィックコンサルタンツ株式会社 枝澤、丸本

傍聴者：14名

記者：3名

【欠席者】 委 員：

4	奥嶋 政嗣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
7	福良 隆之	地元代表委員（飯谷町）	
8	福村 和則	地元代表委員（多家良町）	

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 市民会議傍聴要領
- ・ 議題1
- ・ 議題2
- ・ 資料1、資料2

1 開会

事務局 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより第5回の「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画市民会議」を始めます。本日は、奥嶋委員、福良委員、そして福村委員が所用のため欠席しておりますが、徳島市一般廃棄物処理施設整備基本計画市民会議設置要綱の第5条第2項によりまして、市民会議は委員の半数以上の出席をもって開催するとなっており、定足数を満たしておりますので、会議を開催いたします。

本日配布しております書類につきましてご確認をお願いいたします。次第、委員名簿、席次表に加えまして、改訂いたしました改正傍聴要領、議題1、2、そして資料1、2をつけさせていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行は木戸口会長をお願いしたいと思います。木戸口会長、お願いいたします。

木戸口会長 : それでは、第5回の市民会議を開催いたしたいと思います。

まず会議の前に、事務局に確認させてください。市民会議の設置要項の第6条に基づきまして、本日の議題につきまして非公開で行う内容はございますでしょうか。

事務局 : 本日は特に非公開とする内容はございません。

木戸口会長 : はい。非公開とする内容は無いという報告でございました。それでは、本日の会議は公開で行うということにいたしたいと思います。委員の皆様、それでよろしいですね。

全体 : 異議なし。

木戸口会長 : 傍聴の皆様には引き続き事務局の指示に従いまして行動いただきますようお願いいたします。

それでは会議を始めます。まず議題1です。一般廃棄物中間処理施設整備基本計画についてということになります。これをまず事務局から説明をお願いします。

事務局 : その前に何点か連絡を申し上げることがございます。

まず、本会議の傍聴要領の改正につきましてご報告させていただきます。皆様のお手元にお配りしております徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画市民会議傍聴要領をご覧ください。

前回の市民会議におきまして、傍聴者の人数を「10人を上限」から「10人程度」と変更がありましたので、それに合わせまして、要領第4条の改正を行っております。それで皆様に要綱をお配りしております。それ以外の点に関しましては、要領の改正は行っておりません。

なお、今回庁内におけます各部署の会議や採用試験等の開催の関係上、会場の確保がつかず、十分な広さの部屋が確保できなかったことにつきましてはお詫び申し上げます。

続きまして、本日欠席されておりますが、前回会議におきまして福村委員から寄せられておりました「水質汚濁防止法」の特定施設に関する件、特定施設に該当する、しないということの話に関してでございますが、徳島市におきまして確認しましたところ、今回設置を予定しております新しい焼却施設につきましては水質汚濁防止法施行令による特定施設に該当しますので、施設の設置にあたっての届け出が必要となります。

一方で、現在飯谷町で稼働中の焼却施設、民間の焼却施設でございますが、こちらは処理

する廃棄物の種類から産業廃棄物を主として取り扱っており、こちらにつきましては水質汚濁防止法施行令における特定施設に該当する取扱項目がないことから、特定施設には当たらないとされており。しかし、周辺への影響を鑑みまして、自主的な水質検査を行っておりまして、その結果はホームページに掲載されているとのことであります。

他方、これまでの市民会議でもご説明させていただきましたとおり、今回の新しく整備します施設につきましては、プラント排水をすべて場内利用するクローズドシステムの活用を行うことに加えまして、排水も合併浄化槽から排出される日量が15m³程度と想定されることから、法で規制されている排出量50m³以上とされており排水基準の測定の義務付けはされない予定ではございますが、自主的に水質検査を行うことによりまして、浄化槽からの排水と言えども、今回設定しております水質汚濁防止法や浄化槽法に基づきます環境保全目標値を遵守したいと考えております。

事務局からは、以上となります。

木戸口会長：今、ご説明いただきました傍聴要領の改正の件と、特定施設届出の件、水質の関係の件、これについて何か質問はありますか。よろしいですか。

・ 2 議題

木戸口会長：それでは、議題のほうに入りたいと思います。議題1、一般廃棄物中間処理施設整備基本計画について、説明をお願いします。

事務局：それでは、議題1、一般廃棄物中間処理施設整備基本計画について説明いたします。

これまでの4回の会議におきまして、委員の皆様より頂戴いたしました意見を反映させた形で、「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」(素案)を取りまとめさせていただきました。委員の皆様には先に全編の資料を郵送させていただきましたことかと存じます。修正箇所等ご意見がございましたら、後ほど伺いたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

後ほど議題2の今後のスケジュールでも説明させていただきますが、本日いただいた意見を反映させた形で、最終の基本計画の修正を行いまして、12月議会での報告・承認の後、パブリックコメント手続を実施します。パブリックコメント手続の際には計画全編につきまして広く公開を行いまして、市民の皆様からも意見を伺いたいと考えております。

パブリックコメント手続についての流れにつきましては、後ほど議題2において追って説明させていただこうと考えております。

今回、議会での協議を控えております関係上、今回の会議におけます皆様への配布資料としましては、議題1としてお渡ししております基本計画のイメージとなってしまいますが、表紙、目次の全編、そして以降の掲載ページ、数ページをつけたものの配付にとどめさせていただきます。こちらにつきましては今後の手続の関係もございまして、ご理解賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、全編をお渡ししております委員の皆様におかれましても、取扱いには十分配慮いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

議題1につきましては、以上となります。

木戸口会長：ありがとうございます。それでは今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいいたします。

よろしいですか。特にございませんか。

はい、それでは、ご意見、ご質問等がないようでしたら、この議題はこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、議題2に入ります。議題2は今後のスケジュールについてでございます。まずこれに説明からお願いします。

事務局：それでは、議題2、「今後のスケジュール」についてでございます。議題2の詳細スケジュールというA3、1枚の紙をご覧くださいと思います。

こちらにおきまして、これまでの市民会議の経過及び今後の「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」に係るスケジュールを掲載しております。本日の意見を反映しまして作成しました素案を12月議会に報告し、議会の承認を受けた後、12月中旬以降に徳島市市民参加基本条例に基づきまして、今回の計画について、広く市民から意見を聴取する「パブリックコメント手続」を実施します。おおよそ1ヶ月の間、意見聴取を行った後、1月下旬～2月上旬に予定しております第6回市民会議におきまして、パブリックコメント手続の結果報告及び最終の「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」案の取りまとめを実施し、3月議会に報告、承認をいただいた上で、最終計画としての取りまとめを予定しております。資料1「パブリックコメント手続の実施について」、こちらのA3の資料をお願いします。こちらに12月中旬から予定しております、「パブリックコメント手続」について、まとめさせていただいております。

2のスケジュール（予定）と書いておりますところをご覧ください。先ほどの繰り返しとなりますが、今後の流れとしましては、本日取りまとめを行いました素案を12月議会に提出させていただきます。その中で報告・承認をいただいた後、パブリックコメント手続の準備を進め、12月議会の終了後、パブリックコメント手続を実施します。その後、1月中旬まで意見の受付を行った後に、結果を取りまとめ、第6回市民会議での結果報告及び計画の最終案を取りまとめの上、3月議会の承認をもちまして、計画の完成となります。

手続の実施方法なのですが、本計画につきましては、他市町の委託を受けての施設整備となることから、作成主体が「徳島市」となっております。先ほどの議題1の表紙を見ていただければと思いますが、作成主体は「徳島市」となっておりまして、「徳島市市民参加基本条例」に基づいた手続で進めたいと考えております。条例の対象となりますのは、資料1の右側の上部に書かれております「徳島市市民参加基本条例」の市民として定義されております、市内の居住者、市内に勤務されている方、通学者等が対象となります。

実施に係る広報につきましては、広報とくしまの紙面やホームページ等で周知を行いまして、閲覧につきましては、市役所の環境施設整備室の窓口、支所の窓口での実施及びホームページ上にて掲載いたします。

提出につきましては、窓口への書面での提出、郵送での提出、電子申請等を予定しております。

今回、計画の作成主体が先ほど申しましたとおり徳島市となりますので、関係自治体でございます小松島市、勝浦町、石井町、松茂町、北島町に在住しているものの、徳島市外に

において在勤・在学されている方につきましては徳島市市民参加基本条例の適用外となります。ただ、今回に関しましては、施設に係る意見を広くいただきたいとの観点から、今回それら地域にお住まいの方につきましても、あくまで「参考意見」としての取扱いとなってしまうのですが、意見を受け付けたいと考えております。

方法につきましては、関係自治体と検討を進めている最中ですが、案としましては、各市町のホームページに計画を掲載し、意見受付の告知を行い、提出先を徳島市で受け付ける方法等が考えられております。

続いて、資料2をお願いいたします。こちらのA4縦と、後ろにA3の用紙がついております。

「その他の基本計画関係事項について」としまして、今回の「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」のパブリックコメント手続と時期が一部重複します「環境影響評価計画段階配慮書」について、説明いたします。

環境影響評価、一般には環境アセスメントとも申しますが、こちらは事業の実施によって環境に及ぼす影響を調査、予測することにより、事業の進捗にあたっての環境保全のための措置を検討し、その措置が行われた場合の環境への影響を評価することを言います。今回の「計画段階配慮書」につきましては、県条例に基づきまして、計画立案段階における環境面の配慮事項を取りまとめたものとなります。

今後の流れにつきまして、県の作成しているパンフレットを元に説明しますので、2枚目のA3のカラー資料をご覧ください。こちらの左側の配慮書手続と書いておりますところが今回徳島市が該当するところがございます。

まず、①の計画段階配慮事項の検討としまして、環境への影響を回避、低減する目的で、事業の規模や構造物、配置等に関する複数案を設定するのですが、今回本市におきましては、周囲への排出ガスの影響を勘案しまして、煙突高について検討したいと考えております。

そして、事業内容、事業想定地域、周囲の自然的状況、社会的状況、環境への影響について、考えうることを客観的に記載しております②の「環境影響評価計画段階配慮書」を策定しており、こちらにつきましても12月議会において、「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」と共に報告を予定しております。

議会での承認をいただいた後に、③の公表としまして、速やかに県と、エリアとして影響を受けると考えられる徳島市、小松島市に対して配慮書を送付すると共に、30日以上の間、縦覧を行うことによりまして、環境保全の見地から広く意見を聴取する流れとなっております。

配慮書に対しまして、影響を受けると考えられる徳島市、小松島市からの意見書や、県において開催されます「審査会」からの意見を受けまして、最終県知事より配慮書に対する意見書が付与され、今後の実地調査に係る方法書に向けまして、取り組みを考慮することとなります。

また、意見聴取につきましては、12月の上旬より縦覧を行い、計画に関する意見を広く伺いたいと考えております。詳細につきましては広報誌やホームページに掲載し、お知らせさせていただく予定としております。

議題2につきましては、以上となります。

木戸口会長：それでは、今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしくお願いします。

上月委員：環境アセスの話で、対象とする項目は煙突高さということになっていますが、それはそこだけ決めつけるのではなくて、もっと広く考えていかなければいけないことではないんですか。例えば交通量が増えるということに対するアセスメントであるとか、もっと色々やらなければいけないのかなと思うのですか、なぜ煙突高さだけに決め打ちしてしまうのかというのは、アセスの考え方からは違うなと思いましたが。

事務局：国の法律ですと、戦略アセスということは先生もご存じだと思うのですが、県条例でもこういった考え方を組み入れているというところがございます。事業計画の最初の段階において施設が及ぼす影響について、施設の計画を複数案練ってみて、その中から最善のものを考えてみなさいということがございます。

その複数案考える上では、方法はいくつかあるのですが、例えば場所そのものを複数場所考えてみるというのも1つです。あるいは1つの場所の中で建物の配置、レイアウトを変えて影響がどう変わるかというのを考えてみるというのも1つの方法です。

本市の場合、このたびは煙突の高さの違いによって環境への負荷がどう変わるかということを図ってみようということがございます。その煙突高さを決めまして、実際にその高さでもって今後施設が出来た場合にどういった影響を及ぼしていくかということについては、これは詳細にさまざまな項目で検証してまいりたいと考えております。

上月委員：だから、影響というものを何で見るかということですよ。一概に大気汚染みたいなものだけである程度拡散していくということを想定されて、煙突高さの話がされているのだと思うのですが、ほかにもないんですか。

事務局：今申しました例えば場所で、これは候補地というのは我々は2年前に最有力の候補地を選定する作業を行いまして今の場所にしておりますので、今ここを最有力と決めまして、なかなか複数場所を列挙してどの場所で行くかということには、こういったごみ処理施設の場合にはなかなかそういうことは現実難しいのではないかとございます。建物の配置、レイアウトを変えたらどうかということについては、あそこの場所というのは周辺を山に囲まれておりまして、その敷地内でレイアウトを若干変更してもあまり影響が出にくいということがございまして、であれば煙突の高さによってそれを検証するのが一番いいのではないかと我々は判断しているところです。

上月委員：だから、焼却するという設備の前提が、要するにアセスメントというのはある程度前提条件があって、その前提条件の中でアセスしていくということはあると思うのですが、その前提条件がどこまで合意されているかということですよ。焼却でいきますよという風に決め打ちしてアセスしていくと行っているのです。そういうやり方なのですが、焼却、ストーカ方式で行くということは決まっているのでしょうか。

事務局：どういう方式でということになりますと、昨年度、技術検討会議を本市において開催いたしまして、その中ではごみ処理の方法として熱回収施設、それとバイオガス化施設、こういったものについて検討しました。その結果、現時点ではバイオガスの導入をして、熱回収施設と併設するよりも、熱回収施設単体のほうがメリットがあるということが昨年度の結果でございました。そこで我々としては熱回収施設、簡単に言うと従来のごみ焼却施設

ということなのですが、これとリサイクルについてはリサイクルセンター、この2つの施設でもって一般廃棄物中間処理施設の整備を行いたいという方針でございます。

上月委員 : ストーカ方式でやるということがこの会議の中では決まっていますが、それは社会的一般的に合意されたことなんでしょうか。

事務局 : それをこの基本計画の中で打ち出していきたいと。

上月委員 : ん? 基本計画が認められた後にアセスしますということですか。

黒川副会長 : 違います。基本計画の内容を、結局本格的なアセスの前段という意味合いでいいんですね。

事務局 : 配慮書については並行してこれから作業を進めようとしているのですが、昨年度の段階で技術検討会議をして、一旦施設の処理方式であるとかは決めさせていただいた。それを受けて基本的事項を作成、まとめまして、事業規模であるとか処理方式というのはすべて住民説明会等をして説明もしているところです。そこで今うちとしては、方向性は一旦決まっている状況なので、それは環境アセスをする対象にはならないだろうということで、今まだ決まっていないものということで煙突を選択させていただいた。

上月委員 : そのあたりが委員会の中でも一応案として出しますよと言ったり、生物学的なバイオ的なものも考慮していきますよと言いながら、何か決めてしまっているという話も出てくるので、そのあたりこういうアセスをし出すといつも揉めるんです。だから、あまり手戻りがないように丁寧にやっていかないと、ここで決めたと言いながら、でも委員会の中では、案として出しましょうという話になっていたし、それを技術的な進展を見ながら見ていきましょうという話もあったし、そのあたりは丁寧にもう1回議事録を見直してみしてほしいところですね。それで決め打ちして走ってしまって、後から計画はもう戻りませんという話がいつもアセスのときになって結局揉めていくのですが、そういうことがないようにしていただかないと困るなと思います。例えば、燃やさないのであれば煙突の話をしなくてもいいじゃないですか。ですよ。だから、大気汚染の影響がゼロという選択肢もあるんです。そういうのも理屈ではあるので。それも踏まえてやっぱり焼却していくのがいいんだという話だったらそれはそれで結構だと思うのですが、要するにそういう排ガス、出ていくものが影響が科学的に影響がないということであればそれはそれでいいと思うのですが、もう少し科学的に手続きというのをうまくしていかないと、今の話は、えっそうなの? という感じがしました。

黒川副会長 : もうちょっと丁寧にわかりやすく皆さんに。

事務局 : 今、補佐から基本的な事項という単語を申し上げたのですが、実はこの基本計画の中でも特に骨格になるといいでしょうか、一番大事な項目、例えば施設の規模でありますとか、ごみ処理の方式、こういったあたりは施設整備に係る基本的事項としてこの3月議会に報告しているところです。今度の施設を作るのはこの基本的事項を前提、これに沿って作っていく。基本的事項にさらに肉付けをしたのがこのたびの基本計画という考えでございます。

ですので、ごみの中には必ず現時点では燃やして熱回収を行いたいごみが必ずございますので、そういうごみを処理するためには熱回収施設というのは我々としては不可欠であると考えておまして、基本的事項でもそれを処理する方式としてストーカ方式を選定しておるところでございます。

あくまで、このたびの計画のベースはストーカ式で施設を整備していくということが前提と我々は考えております。

上月委員 : 大気汚染の影響がどれだけあるかわかりませんが、もしもある程度あるのだったらそれを0にする方法もあるということも踏まえて、もう一度前回検討した資料に戻ってみるとバイオ式のものも候補として残しておかないと、悪いものの中から一番ベターなものを選ぶのではなくて、ベストなものをどう選ぶのかという考えでいかないと、環境影響評価は結局環境が悪くなりましたみたいなことになっていくので、そういう手続きをしっかりとしてほしいなと思います。今のでいいですか、考え方としては。

黒川副会長 : 手続きはしっかりといかないといけないと思うのですが、今の状況、室長からも話があったように熱回収施設でストーカ方式でやっていくというのは今まで積み上げてきた経緯があるわけです。この市民会議の中でもそういうお話もさせていただいているので、そういう方向で今は進めていくということで素案として基本計画ができていくわけなので、その部分で、結局先ほど話があったようにパブリックコメントで市民の方に広く意見をいただいて、このスケジュールの中にもありますように最終案が出るまでには修正ということも可能です。ご意見は皆さんから広くいただく。

上月委員 : そのときに大気汚染の話はしてなかったんですよ。そうでしょうか？ 要するにどれだけのガスが出て、どう拡散するかという話はしていないでしょう。

事務局 : 技術検討会議でですかね。

上月委員 : そうそう。そこをせずに今まで来ているんです。それを環境影響評価の中でする。

事務局 : 数値はお示ししたよね。

事務局 : CO₂はさせていただいています。

上月委員 : CO₂はしたよね。でも、ガスの話というのはCO₂の話じゃないよね。

事務局 : 環境保全目標値。

事務局 : こういうふうにしていきたいという方向性は出させていただいております。

上月委員 : だから、もしもそこで影響が大きく出るのだったら、出ないようにどうしていくのかという議論の中に、いかに減らしていくかという議論になっていって、もしかするとバイオの話も出てくるかもしれないという選択肢を残しておかないといけないのではないかという話です。

事務局 : 今はあくまで、なかなか市の計画の中でバイオをやる場合とやらない場合を併記して1つの基本計画をまとめるというのは難しいと思うので、影響が出るかどうかというのは今後本格的に行います環境影響評価の中で評価していきたいと思っておりますし、当然影響が出ないものを我々は作りたいと思っておりますが、仮にそこでこういった影響が出ますよということが環境影響評価の結果になるのであれば、それに対する対応策は当然まず考えますし、対応でも足りないのだったら、そもそもこの計画はもういっぺん振り出しに戻って見直しということにはなるのだろうと思います。あくまでストーカ式でやった場合というのがこの計画です。

島田委員 : ストーカ方式で行ったときに、炭酸ガスとかダイオキシンについては充分検討しましたね。そのところ、どういう方式でやるかというのは、金額的とか複雑でないということでストーカ方式になった。もっと温度を上げてということになってくると、800℃か850℃ぐら

いということでストーカ方式は処理するんだということですが、もっと完全にやると本当は1,200℃くらい。だけどこれは構造上、非常に複雑になって、各地区でもあまり使われていないという話があったと思うんです。だから、検討をしたように私は思うのですが、記憶違いではないですよ。

あと、実際、排気ガスがどのように流れていくかというのは、実際に煙突を作ってどういう方向に流れていくかという環境調査は後でないといけない部分もあると思うんです。だから、環境調査をするとしたら、山で囲まれているから1年間にどの方向から風が吹いて、どの方向に煙が流れるかというようなことは調査しておく必要があるような気がします。一応検討はしたようには私は思うんです。

上月委員 : だから、手続き論のことを言っていて、私はバイオをしてほしいと言っているのではなくて、手続き論としていつもアセスのところの問題になるのは、整備計画を規模とか全部決めてしまってアセスをしてしまうので、後から問題が出てきたときに手戻りできませんという話になって、それで強引に押されたのですったもんだの問題になっていくのですが、それをなくすためにはアセス、環境影響評価も調査も前倒しでどんどんやっていかなければいけないのですが、それができていないのだったらある程度戻らなければいけないということも想定の中に1つ入れておかないと後で困りますよという話です。

事務局 : 少なくとも、去年の技術検討会議の中で、先ほども申しましたが、熱回収施設単体の場合と熱回収にさらにバイオガス化施設を加えた場合の2案の検討をいたしまして、CO₂の排出量で言うと、それは熱回収施設単体のほうが相対的に少ないという、そこは結論が出ておるところです。

そういった結果でこのたびは熱回収施設を選択したという経緯もございます。その熱回収施設単体そのものが、先生がおっしゃるように環境負荷が大きになると、おそらく今の検証結果から言うと、CO₂排出量で不利になるバイオガス化施設はどうなんだと。そっちの整備方針はどうなるかということもあると思うので、あくまで今は熱回収施設で環境影響評価をやってみて、これで問題がなければそれで一番いい話ですし、仮に問題があるのだったらどういった対応策でそれを乗り越えていくかということを次に考える。

上月委員 : 煙突の高さは何で変えるんですか。

事務局 : 簡単に言いますと、それによって拡散が違ってくるということです。

島田委員 : 濃度が薄くなるわけだね、CO₂の。高くなると濃度が余計広がるから薄くなる。

上月委員 : 何を危惧して拡散の問題をするんですか。

事務局 : ばいじんとか、NO_x、SO_xです。

上月委員 : そうですよ。だから、燃やす量が少なければ少ないほど、少ないじゃないですか、そもそも。

事務局 : 前提として、当然国の法律の基準値に合致する、満たすようなガスでない駄目だと、それは大前提です。ですから、別にうちが煙突の高さに関わらず悪質な物質を垂れ流すということではありませんので。ちゃんと法律に基づいてやる。さらにもっと言うと、うちは法律よりさらに厳しい自主規制値も設けてちゃんとクリーンな排ガスにして排出することがまず大前提です。その上でさらに煙突の高さの違いによってそれがどう変わるのかを評価してみるということなんです。

津嘉山委員：いいでしょうか。今、上月先生がお話しされましたように、バイオガス化の施設のことなのですが、私が第3回の際に、また森さんが第4回の際にちょっと触れられました。これも私もこういうお話になると、委員って一体何だろうというふうになります。意見を言っても全然反映されませんし。それで、この資料はいただいております。これでバイオガス化施設＋ストーカ式と、ストーカ式だけの違いがどうなるかというところで、バイオガス化を入れたときの総合評価のところでは排水処理が増えたり発電量が減るなどランニングコストが増加するということが挙げられております。

それで、私たち、勉強会を持っておりまして、中間処理施設整備計画の素案を検討させてもらっていますが、その中で専門家の力も借りたりしておりまして、そこで建設費、運営費などについて比較をしたわけです、この2案です。そうしたら、その結果、私たちが今まで提案させていただきました重金属回収とか、リン回収とか、これも含めたところではむしろバイオガス化を入れたほうが5億円くらい安くなると出ています。

そこをお願いなのですが、こういうふう処理規模とか処理量とか建設単価とかそういうものはある程度わかっておりますが、運営費としましてユーティリティとか運転整備費用、維持管理費、原単位とか、外部処理費用、売電の収益、こういうものをコンサルとかプラントメーカーの方に出していただいて、本当にどうして決めたかというところが、ランニングコストというところにごくこだわっておりますので、そういうところを私たちに数字として出していただきたいと思うんです。そこをぜひお願いしたいと思います。

それと、続いてよろしいでしょうか。ストーカだけで焼却した場合、主灰と飛灰とありますね。それをセメントの原料化に出すということでしたが、どれぐらい費用が要りますかという質問をさせていただきましたが、まだそれはわかりませんということでした。それを私たちの仲間の中で計算していただきましたら、年間4億5,000万円ぐらい要るのではないか、そういうふうに出ているのですが、それはこちらからのそういうことですがということでクエスチョンマークが、そういうことはありませんよという反対の資料をぜひ出していただきたいと思います。でないと、こうすることによって厨芥物とかいうのは大体ごみの半分ぐらい占めると思うんです。そうすると、先ほどのようにそれを燃やすことによって出てくる灰の量も違いますし、重金属とかそういうことの量も変わってくると思うので、やはりできましたらバイオガス化の再検討といえますか、そういうことをもう一度やってもらいたいと今まで提案してきたのですが、発言させていただきだけで何のお返事もいただいておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

木戸口会長：今色々ご意見が出ているのですが、ストーカ式ということで話が進んできていたのですが、バイオ式等々の色々な話も出ていますが、技術検討会議でやっていた話が全部ガランポンという感じにも聞き取れるのですが、どうなんですか、これは。

事務局：市としましては、昨年度技術検討会議でご検討いただきまして、ストーカ方式による熱回収施設の整備で、バイオ施設についてはこのたびは見送るということで一旦結論をつけております。この大前提に基づいて3月議会にも報告して、今この基本計画を策定中でありまして。ですので、我々としてはこの路線でもって環境影響評価をやってみて、それで実際に環境負荷がどうなのかということを検証して、それで問題がなければ続いてこの事業を進めていくということで進めていきたいと考えています。

木戸口会長：議会のほうは市民の代表が集まっている会なので、ここに3月に出されたことの意味というか、重みというのはどういうことになるのですか。

事務局：報告したということで、それをお聞きおきいただいたということでございます。

木戸口会長：そうすると、今お2人から出ているもう1回バイオ施設を考え直せという話に戻れる形になるのですか。

黒川副会長：今までの積み上げというのがずっとあるじゃないですか。振り返れば2年間ぐらいさかのぼるような形でずっと積み上げてきているんですよ。技術検討会議の中でストーカ方式、熱回収施設ということで、それをずっと住民説明会の中でも皆さんに説明。住民説明会の中ではどういう施設ができるのかわからないのに検討のしようもないというご意見をいただいたので、こういう基本計画を作っていくという話から始まっているんです。そういうことを住民の方にずっと説明を今まで積み上げてきているわけなのですが、ここへ来てバイオという話になれば、また振り出しに戻るような話になってしまいます。これは今からでは徳島市としては無理です。新しい技術ができたからそれを待っているというのであれば、またそのときに新しい技術、新しい技術が出てきますので、そういうことを言っていたらなかなか実現性が、可能性がなくなりますのでね。

木戸口会長：逆にそう言うと今度は市民会議の重みが。難しいですね。

黒川副会長：市民会議も今までずっと積み上げてきていますよね。説明もして、ストーカ方式ということも皆さんにはご意見もいただいていますから、今まで4回の積み上げてきたものが今結果として素案として1冊にまとまろうとしているので、その素案についても市民の方に広くご意見をいただいて、もしまだ修正するべきところがあるのであれば修正という話にはなると思うのですが、今もういっぺん、ガス化をして振り出しに戻るということは、徳島市としては難しい。

木戸口会長：ですよ。

上月委員：いいですか。私はアセスの手続きの話をしているのですが、環境影響評価をしたときに、無視できないような影響が出たときに、ミティゲーションとっていくつか手順を踏んで緩和していくわけです。影響をゼロにしていくのですが、影響が除去できないときとなると、代替案を普通は出すので、煙突の高さでも処理の仕方でもいいのですが、その中にバイオガスの話もオプションとしてあるだろうという話を言っているわけで、無視できない程度に出てくるのだったらそういうことにおかないと駄目ですよという話をしているんです。

黒川副会長：そうですね。環境影響評価の中でどうしてもこの施設では難しいということにもしなれば、それは当然そういうふうに向転換をしていくという可能性はあります。

上月委員：アセスの手続きとしてそういう話をしているので。

木戸口会長：だからストーカ、バイオ、並列でアセスメントをやって競争させるという話ではなくて、ストーカでアセスをやって、駄目なところがあつたときにバイオで助けられるかということを順番にやっついていこうとおっしゃっているんですね。

上月委員：そうです。そういうふうToStrーカしかないということではないでしょうという話をしているので。

木戸口会長：それで、津嘉山委員の話は、今の時点でもう1回並列にさせろというお話ですか。

津嘉山委員：私たちに結局、CO₂何とかとおっしゃっていますが、最終的にはランニングコストが上がるというふうに結論づけられていると思うんです。だから、ランニングコストがどのような維持費とか、だからそれをコンサルとかそういうところから出していただいて、知りたいと。

木戸口会長：その数字は技術検討会議でも出ていたし、報告はされているんですよ。

津嘉山委員：じゃあ知りたいです。

島田委員：ちょっと間から言って申し訳ないのですが、ストーカ方式というのは前年度から決まっています、基本的にこの会議はストーカ方式しか出てこなかったと思うんです。前回の会議でもストーカ方式で話を進めているのに、またバイオに戻すとなったら、結局去年に戻す。去年のときは我々は参加していないからわからないわけです、なぜストーカ方式になったかというのは。説明はそのときに大体のことは聞いたのですが、それから言ったら、ずっと積み上げていかなければいけないから、既に話ができていることをまた蒸し返してという形になる感じだよね。そうしたら議事が前に進んでいかないと思うんです。元に戻してしまったらまた去年に戻らなければ。だから、このところは市のほうもこれは戻せないというから、環境のほうのことを考えていくしか方法がないんじゃないだろうか。

上月委員：津嘉山委員が言われているのは、質問されているので、ちゃんと答えられたらいいと思います。

事務局：数字の件ですが、第3回の市民会議で資料をお渡ししております。

上月委員：もう1回答えられたらどうですか。

津嘉山委員：セメント処理費とか、そういうのは出ていますか。

事務局：それはお出ししていない。

津嘉山委員：ですよ。そういう質問をしたら、それはわかりませんと言いました。それが非常に大きな金額だと思うんです。だから、そういうところを、先ほど申し上げましたように億の単位で大きいものですから、それはランニングコストに、もらえるわけではなくて、出さなければいけないわけですよ、私たちはね、市はね。でしょう？ 焼却灰とか主灰を引き取っていただくときに、セメントの原料で。そのとき、出さなければいけませんよね、処理費とか。その金額を出していただきたい。それが大きなものを占めていると思うんです、このストーカ方式では。

事務局：まずここでランニングコストと我々が言うておりますのは、あくまで灰で排出されるまでの建物の運営費。

津嘉山委員：ここに外部処理費用と書いていますね。外部処理費用に当たりますよね。

事務局：外部処理費用というのはどういう？

津嘉山委員：結局セメントのほうに。

事務局：施設自体が、我々が今作ろうとしているのは中間処理施設なんです。ごみを持ってきて、燃やせるごみは焼却して灰になります。そこまでが中間処理というところであって、そこから灰をセメントにすると埋め立て処分していくというのは最終処分の話になってこようと思うんです。そこまでは検討していない状況で費用比較であるとか二酸化炭素の排出量を比較しているのが先ほどの資料です。それ自体は実際にコンサルタント会社を通じてメーカーにアンケートを取って、返ってきた結果を集計して平均値を取ったものがそち

らになります。

津嘉山委員：わかりました。明らかになったんですけれども、結局本当に中間処理のところの金額を提示されている、既に。だけど本当は灰セメント工場のほうに行くんですよ。そのところは預かり知らない。でもそこで非常に多額のお金が出ているということを考えると、ストーカ方式による厨芥類も全部燃やすという方法には問題があるのではないかと思うわけなんです。

黒川副会長：津嘉山さんが心配していただいているのは、施設内だけでなく、外へも出ていくでしょうと。最終処分、埋め立て、それからセメント会社ならセメント会社に出ていくでしょう。その費用もトータル的に計算したほうがいいのではないですかという提案をしていただいているので、外に出ていく分の費用をもし、どういう形で調べたらいいのか私はすぐにはわかりませんが、そういうのが概算でもいいので調べられるのであれば津嘉山さんにお知らせしたほうがいいのではないかと。できますか。難しいかな。

事務局：セメント会社にアンケート自体は取っているのですが、それはあくまで今の状況であって、建った10年後に再度検討しないとまた状況も変わってきます。

黒川副会長：津嘉山さんが知りたいのは今の状況でもいいので、どれぐらいかかるのかなというのが知りたいんですよ。それは出せるのではないかと、概算で。

津嘉山委員：それも含めての単独か、プラスかということを考えないと、39年にできて、その後、30年ぐらいは使いますよね、この炉はね。

黒川副会長：例えば津嘉山さんが推進しているバイオにしても外に出ていく分は出ていきますよね。

津嘉山委員：はい、出ていきます。

黒川副会長：そういう比較をしたいということですか。

津嘉山委員：はい。でもそのときは本当に灰も非常に少なくなっておりますので。それも私はリンの回収をお願いしておりましたので、ずっとね、市民会議で。そうすると本当にリンのほうに非常に貴重な、偏在しているし、量も少ないリン回収という、またここでぶり返しますけれども、ヨーロッパでは既に去年10月、ドイツでは決まっておりますし、そういうふうに10年ぐらい私たちは遅れてそういうところから、それから重金属のテスト方法にしても遅れていますので、そういうことを含めて、よりよい施設をこの際考えてほしいなど。市民会議で委員の立場でこういうふうに発言しても右から左では本当に空しくてたまりません。

黒川副会長：津嘉山さんが心配していただいている部分についてはお答えできれば、また後で詳しく直接お聞きして。

事務局：どういったお答えの仕方があるかはまた検討してみます。

黒川副会長：検討すると言っていますので、よろしく願いいたします。

木戸口会長：今までのところの議論はその辺でよろしいですか。大丈夫ですか。それ以外で何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

上月委員：基本、施設の設計というのはいつぐらいから始まっていくのですか。基本設計とか。どこかにありますか。前回？

事務局：前回の最初の資料で見ていただきたいと思います。次年度以降。

事務局：早ければ次年度でございます。

林委員 : 1年目、2年目、3年目で、具体的に28年が基本でしたよね、たしか。

事務局 : 今2年目のところ。

林委員 : 今2年目ですか。

事務局 : 平成30年が2年目に該当します。

林委員 : たしか28年が基本だと聞いていたから。

事務局 : ごみ量とかそのあたりの測定の基準が28年度ということで、基準値、29年に計画しましても、29年そのものの値というのは翌年度でないと出ませんので、28年の数字をベースとして、そういうことで。

林委員 : 1年目が29年でいいんですか。

事務局 : そうです。

林委員 : 今が30年ね。2年目。

事務局 : 左様でございます。

黒川副会長 : これ、非常に見にくいので変えさせます。年数が入るような表にしないとわからない。

林委員 : 38年の年度末には完成しているということですね。

黒川副会長 : 年度を入れるようにさせます。ちょっとわかりにくいですよ。

上月委員 : 施設ができた後の話というか、学習とか啓発というのはとても大切だと思って、ずっとお願いしているのですが、施設を見学する動線とかどうのこうのという、そういうのは基本設計に入っていくと思うのですが、そういうのはどこかでコメントできるような機会はあるのですか、基本設計には。

事務局 : 今現在はそういった機会は想定にはないのですが、もしよろしければ先生個別に色々ご意見をお伺いしたいと思うのですが。

上月委員 : 個別にというか、広く聞いたらいいと思うのですが。ごみが入ってきて、燃えるところまでうまく見ていけるような、新しいそういうものをぜひ取り入れて、皆さんにごみの現状を見ていただくというのも、いい面、悪い面も全部見てもらうという、そういう施設にしてもらわないと、と思うので、結構基本設計が大事だなと思います。

黒川副会長 : そうのご意見をいただける機会を作らないといけないと思うので、検討していくということで。

上月委員 : こういふメンバーで基本設計ができたときにどうかという意見を聞く機会を。

黒川副会長 : ありがとうございます。

木戸口会長 : その意見を取り入れていただくということでお願いします。

津嘉山委員 : 今の時点でお話しするべきかどうかわかりませんが、私は一緒に問題を話し合っている仲間が、やはりセメント工業協会のほうで前にこういうことだとお知らせさせていただいたことがありますが、放射線汚染物質を燃やした灰、それを全国のセメント工業のほうに出していて、経産省、環境省、国土交通省などがクリアランスレベルまで薄めて、そうしたらOKですからやりなさいと出しているというのをきちんと、それはセメント工業のほうでちゃんと述べておられますので、そういうことからすると、やはりそういうことも私たちにも責任があると思うんですよ。セメント工業に出す灰とかですね。私たちの友人たちも一緒に心配しているのは、こういうふうには広域ごみ処理施設建設で補助金が出ますね。そのときに、ちょっと元に戻りますが、2011年3月の事故以来、みんなで福島のこと

ととか気になっておりまして、そのときに、向こうで出たごみを各県のほうに燃やしてくれないかという打診があったときに、徳島県はそういう施設がないからということでお断りしましたね。ということは、今度この大きな広域ごみ処理施設ができた場合に、また補助金をいただいたから、その付帯条件としてそういうときには引き取りなさい、そういう付帯条件はついていないんですよ。

事務局 : つきません。

津嘉山委員 : ついていませんね。今後そういう話が来た場合に、徳島市としてはどのように対応されるか、市のほうで検討されたことがあるか、また、されるご予定があるか。

それからもう1件、フレコンバッグに入ったものが徳島県のあるところに入っていて、地元の方は非常に心配されたと。そういう意味での徳島市の放射線汚染濃度の基準値を、国は100ベクレルを8,000ベクレルまで緩くしました。徳島市はそういうものの基準値を国とかそういうもの以外にでも、ここは死守したいという、そういう基準というのを時間があるときに検討しておいていただきたいという声が上がっておりまして、私が皆さんの声をここで話させていただきましたので、ぜひお考えいただきたいと思います。

木戸口会長 : 2つ目はご意見として汚染ごみの受け入れの基準の検討というお話ですが、1つ目ですが、受け入れの予定の話についてはどうですか。

事務局 : 予定はありません。これまでの住民説明会でも同様のご質問というのはお受けしていますが、我々は一貫して放射性を帯びた廃棄物を受け入れるつもりはないという回答はさせていただいております。これは変わりございません。

津嘉山委員 : その基準値というのはどんなものですか。

事務局 : 受け入れませんので。

津嘉山委員 : ゼロ？ 受け入れないのはわかりますよ。でも何かのところで入ってくることもあるじゃないですか。公ではなくて。

事務局 : どうやって入ってくるのですか。

津嘉山委員 : わかりませんが。

事務局 : 入ってきません。

津嘉山委員 : 入ってきませんか。安心しました。

木戸口会長 : もう時間もあれですが、あと意見はどうですか。よろしいですか。

そうしましたら、議題2はこれぐらいにいたしたいと思います。

続きまして、議題3その他です。事務局から何かございますか。

事務局 : これはあくまでも参考情報でございますが、勝浦川漁協から1つご提案がありまして、それは何かと言いますと、勝浦川漁協として勝浦川の水質を測ってみたいと考えているというご提案がございました。その目的は今この新施設の関係で水質をご心配されている声というのも複数ございます。そうした観点から漁協として水の安全・安心に積極的に関わって行って、皆様方に安全性をちゃんと担保していきたいという趣旨でございました。以上でございます。

事務局 : それと、あと3点ほど連絡させていただきます。

次回の市民会議ですが、年明け1月下旬～2月上旬の開催を予定しております。議題につきましては、先ほど議題2でも簡単に説明させていただきました「パブリックコメント手

続」の結果報告を行わせていただくとともに、最終の「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」(案)につきまして、協議を行いたいと考えております。

2点目としましては、委員の皆様は今回の資料を送らせていただいたときに、前回第4回市民会議の議事録も併せて送付させていただいております。それで確認をお願いしておりますところですが、修正点等ございましたら、本日の会議後でも結構ですので、事務局にお伝えいただければと思います。

傍聴者の皆様におかれましては、委員の皆様より連絡を受けたものを修正しまして、今週末を目途に徳島市のホームページにおいて公開できればと考えておりますので、ちょっと遅れるかもしれませんが、またご確認いただければと思います。

また、本日第5回の議事録につきましては、作成ができ次第、委員の皆様には別途送付させていただきますまして、同じように修正等をお願いしまして掲載したいと考えております。最後になりましたが、こちらのほうからお知らせとしまして、前回第4回の市民会議の際に、男性用と思われる帽子の忘れ物がございました。環境施設整備室で預かっておりますので、心当たりのごぞいます方は、会議終了後に連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

木戸口会長：個人的には、水質調査というのはかなり後々重要なデータになるかもしれないですね。では、以上で本日の議題は終了しました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

・ 3 閉会

事務局：木戸口会長、ありがとうございました。以上をもちまして、第5回「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画市民会議」を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

以 上